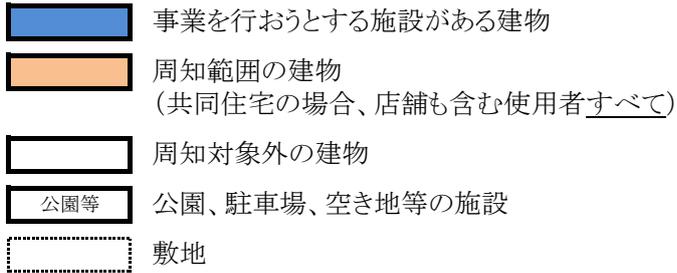


近隣住民へ事業計画の周知を行う場合の範囲の図説(特区民泊・住宅宿泊事業・旅館業※)

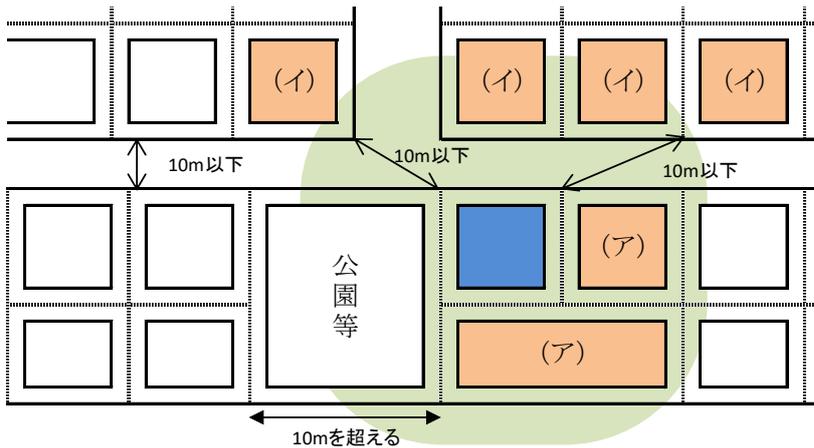
※営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業施設のみ

周知の対象となる近隣住民

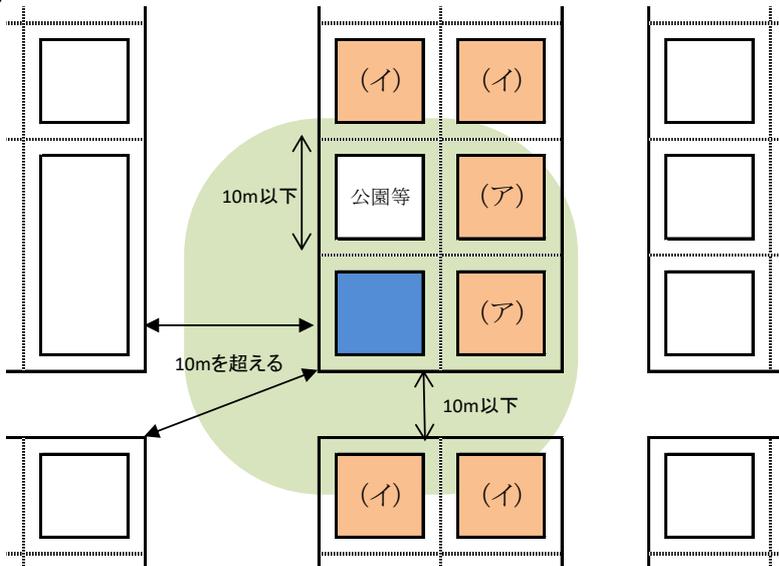
- ・ 事業を行おうとする施設がある建物に他の施設が存する場合、その施設の利用者すべて
- ・ (ア) 事業を行おうとする施設がある建物の敷地の境界線に接する敷地に存する建物の利用者
 - (イ) 事業を行おうとする施設がある建物の敷地の境界線から道路、公園等の施設を挟んで隣接する建物の敷地の境界線までの水平距離が原則として10メートル以下である建物の利用者
 - (ウ) 私道を共有する等の生活圏を密にする範囲の敷地に存する建物の利用者
 - (エ) 事業を行おうとする施設が区分所有建物である場合、管理を主体として実施している団体(管理組合、管理会社等)



例1

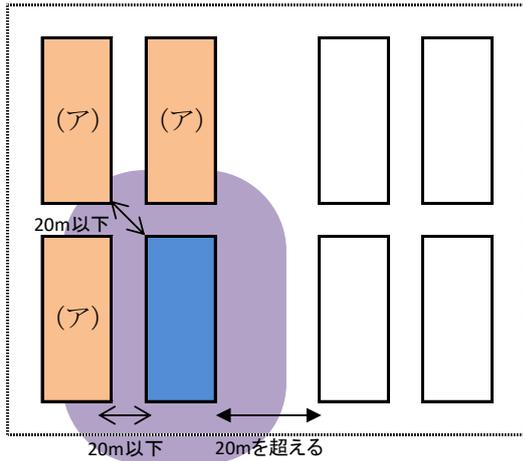


例2



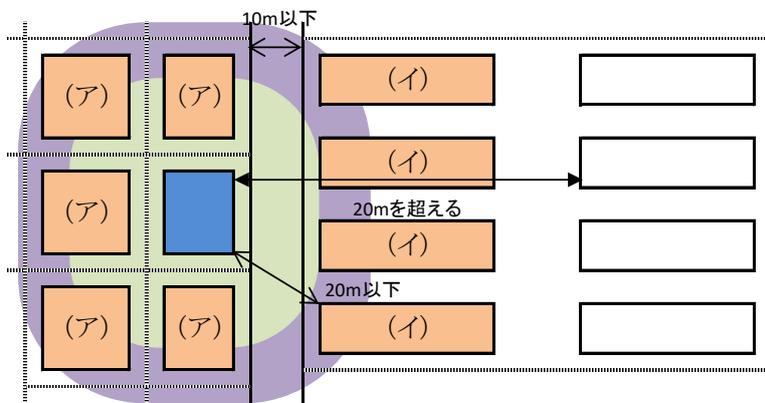
※一方の建物の外壁から他方の建物の外壁までの水平距離が原則20メートルを超えるものは除く

例3



外壁から
20m以下の範囲

例4



[参考]

近隣住民へ周知する内容

- ア 事業を営もうとする者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
- イ 事業を営もうとする住宅の所在地(部屋番号まで)、施設の名称(特区民泊・旅館業の場合のみ)
- ウ 近隣住民からの苦情及び問合せを受けるための連絡先(担当者名、所在地及び電話番号)
- エ 廃棄物の処理方法(事業系廃棄物としての処理方法)
- オ 火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法
- カ 当該書面に関する問合せ先の名称、連絡先(ウと異なる場合)
- キ 意見の申出期間
- ク 近隣住民に理解しやすい表現を用いた事業の内容(管理者の常駐の有無など)[※]

[※]住宅宿泊事業で、小学校及び中学校敷地の周囲100メートル以内の区域において、住宅宿泊事業法第11条第1項各号のいずれかに該当する(いわゆる「家主不在型」)届出をする場合は、近隣住民へ周知する事業の内容(上記の「ク」)に、事業実施期間(金曜日の正午から月曜日の正午まで)についても記載する。